

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン
平成29年度第4回保安検査報告書

平成30年5月
原子力規制委員会

目次

1. 実施概要	1
(1)保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)	1
(2)保安検査実施者	1
2. 保安検査内容	1
3. 保安検査結果	1
(1)総合評価	1
(2)検査結果	3
(3)違反事項	10
4. 特記事項	10

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)

① 基本検査実施期間

自 平成30年2月15日(木)

至 平成30年2月23日(金)

(2) 保安検査実施者

横須賀原子力規制事務所

原子力保安検査官 長江 博

原子力保安検査官 飯盛 康博

原子力保安検査官 中野 邦男

2. 保安検査内容

今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、加工施設の巡視等についても保安検査として実施した。

(1) 基本検査項目

- ① 保守管理の実施状況
- ② 不適合管理の実施状況
- ③ 放射性固体廃棄物管理の実施状況
- ④ その他必要な事項

(2) 追加検査項目

なし。

3. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては、「保守管理の実施状況」、「不適合管理の実施状況」、「放射性固体廃棄物管理の実施状況」及び「その他必要な事項」を検査項目として、立入り、資料確認及び聴取により検査を実施した。

「保守管理の実施状況」については、平成29年度第3回保安検査において、第1加工棟の排気ダクトの開口事象18件について確認を実施した以降に、排気ダクトの錆、亀裂、テープによる記録のない補修等が171箇所確認されたため、事業者は、排気ダクトの補修等の特別点検を実施したことを「排気ダクトにおける特別な保全計画」等により確認した。特別点検の結果、排気ダクトの変形、亀裂及び腐食による開口事象を新たに4件確認し、安全性への影響がなかったことも併せて確認していることを記録、聴取等により確認した。

また、排気ダクトの開口事象(合計22件)については、社長を責任者とする「排気ダクト開口事象対応タスクチーム」を立ち上げて、発生原因調査、保守管理検討等を実施していることを確認した。事業者が、調査結果に基づき原因分析したところ、排気ダクトの腐食によるもの5件、圧力差による変形・亀裂によるもの6件、接合部の劣化等による隙間発生によるもの11件が推定原因であることを「ダクト開口部の発生原因調査結果(改訂版)」及び聴取により確認した。さらに、ダクト開口事象を受けた当面の保守管理として、排気ダクトの安全性確認を強化するため、当該箇所については、週に1回の点検に加え、空気中の放射性物質濃度及び放射性物質の表面密度測定を実施するとともに、腐食の度合いが高い又は圧力変動の厳しい環境にある排気ダクトを特定し、定点観測による状態監視を月に1回の頻度で実施していくことを「排気ダクトにおける特別な保全計画」等により確認した。

また、平成29年度第3回保安検査における排気ダクトに係る不適切な保守管理の保安規定違反(監視)において、閉じ込め機能を有する設備・機器の特定及び当該設備・機器の点検を実施していなかったことが判明したため、安全を最優先とした理念のもの、加工施設の全てを管理下に置きその機能を維持することとした。具体的には、安全機能を有する設備・機器等に範囲を広げて特定するとともに、安全機能を維持するために保守管理の見直しを実施していることを確認した。事業者は、抽出した安全機能を有する設備、機器等に対して、安全機能を維持するために必要な点検範囲と点検項目を明確にした上で、現状において点検が不十分な設備・機器等を本年3月末までに特定し、設備の保守管理を定めた設備管理規程を本年6月末までに改訂する予定とし、おおむね計画どおりに進捗していることを「施設の保守管理方針と今後改善すべき項目のロードマップ」、「ダクト開口事象及び保守管理に係る社内スケジュール」、平板型混合装置等の例により確認した。

「不適合管理の実施状況」については、不適合発生の初期の段階で不適合レベルの判定を適正に行うため、従来からの判定基準に保安への影響度、社会的影響等の視点を追加して審査する「保安不適合重要度等判定会議(以下「FJ会議」という。)」を、平成29年4月に設置し、毎週1回定期開催し、適切に審議していることを、「保安不適合重要度等判定会議実施手順」、「FJ会議議事録」等により確認した。また、平成29年度第2回保安検査で指摘とした第2加工棟(本体)、設備・機器の耐震計算の入力誤りが散見された事案に関連して、保安規定に定める是正処置及び予防処置では旧原子力安全・保安院から発電用原子力施設等に対して指示された「耐震安全性評価報告書の再点検について(指示)」が、加工施設に対する指示ではないとして、事業者において水平展開されていなかった事項について、改善状況を確認した。確認の結果、事業者は、水平展開のための情報収集の範囲を従来より幅広くして、加工施設以外の原子力施設に対する通達による指示等を保安管理課で一元的に収集し、水平展開の要否について一次的な判断を行い、その後、放射線安全委員会で判断する予防処置の実施手順を策定し、実施していることを「社外情報による予防処置の実施手順」、放射線安全委員会議事録等により確認した。また、平成29年度に発生した6件の雨水浸入については、個々の是正処置が適切に実施されていることを確認するとともに、予防処置として、既に策定されている長期保全計画に基

づき、補修箇所について優先順位を定め、外壁のシーリング部等の補修を実施するなどの具体的な方策に取り組んでいることを確認した。

「放射性固体廃棄物管理の実施状況」については、放射性固体廃棄物が保安規定第73条の2に基づき、適切に分類、表記、管理されていることを確認した。また、核燃料物質加工事業変更許可申請書に定められた保管廃棄能力を超えていないこと等を記録により確認した。また、放射性固体廃棄物の仕掛品の措置として、保安規定第73条に基づき、汚染の広がり防止及び防火のため、可燃性廃棄物等及び使用済みフィルタが適切に収納され、第1廃棄物処理室等で適切に保管されていることを確認した。また、長期間保管廃棄されているドラム缶の管理については、「放射性固体廃棄物移動・運搬・積載作業手順」どおり確認が実施され、異常のないことを記録により確認した。

「その他必要な事項」については、日常の保安活動における放射線測定器類の管理状況について、保安規定第53条で要求されている放射線測定器類の管理が適切に実施されているかについて抜き打ちで確認した。検査の結果、保安規定第53条に基づき、保安規定別表11に示された放射線測定器類の点検・校正手順が定められ、管理、識別されていることを、記録及び現地にて確認した。さらに、保安規定第53条第1項に基づき、放射線測定器類が故障等により使用不能になった場合における代替品の補充等の対応が適切に実施されていることを記録等により確認した。

以上のことから、保安検査を行った範囲において、保安規定違反となる事項は確認されなかった。

(2) 検査結果

1) 基本検査結果

① 保守管理の実施状況

本検査項目は、平成29年度第3回保安検査において、排気ダクトに係る不適切な保守管理が確認されたことから、これを受けた改善措置の進捗状況について確認した。

また、安全を最優先とした理念のもの、加工施設の全てを管理下に置くべく、安全機能を有する設備、機器等を対象として、保守管理の見直しを実施中であることから、進捗状況について確認した。検査結果を以下に示す。

ア. 排気ダクトに係る不適切な保守管理の改善措置の進捗状況

a. 排気ダクトの開口事象及び特別点検の実施状況

平成29年度第3回保安検査において、第1加工棟の排気ダクトの開口事象18件について確認を実施した以降に、本年1月に「排気ダクトにおける特別な保全計画」に基づき特別点検を実施し、第1加工棟の排気ダクトのうちテープ等による補修箇所(171箇所)についてテープを剥がして点検したところ、排気ダクトの変

形、亀裂及び排気ダクトの腐食による開口事象が新たに4件確認された(合計22件)。

また、新たに確認された4件の内訳は、変形・亀裂による開口事象3件、腐食等による開口事象1件である。変形・亀裂による開口事象のうち2件は、フィルタ室の排気用送風機と排気筒の間にある内部が正圧の部分に確認された。いずれの開口部も現在まで法令に定める濃度限度を超える放射性物質が環境へ放出されていないこと並びに現在まで室内の負圧が維持されており、管理区域における外部放射線に係る線量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質の表面密度が法令に定める値を下回っていることにより、結果的に安全性への影響がなかったことを放射線管理記録、「ダクト内が正圧の開口部による安全性への影響確認結果」及び聴取により確認した。

b. 排気ダクト開口部の発生原因調査結果

事業者が排気ダクトの開口部について構造解析、開口部試料採取及び詳細観察等により原因を調査したところ、結果は排気ダクトの腐食によるもの5件、排気ダクトの圧力差による変形・亀裂によるもの6件、排気ダクトの接合部の劣化等による隙間発生によるもの11件の合計22件が推定原因であることを「ダクト開口部の発生原因調査結果(改訂版)」及び聴取により確認した。

排気ダクトの腐食(5件)の原因は、第1化学分析室で使用した塩酸の影響(4件)並びに第1ガドリニア炉室の焼結炉で使用した水素ガスの燃焼による高温及び発生する水分の影響(1件)により腐食したものと推定していることを確認した。

排気ダクトの圧力差による変形・亀裂(6件)の原因については、ダクト内部が負圧のもの(4件)と正圧のもの(2件)が存在し、負圧のものについては、S字管部分に圧力差による過度の荷重が繰り返し加わったこと等の影響により変形・亀裂が生じたものと破断面の詳細観察やシミュレーション解析などから推定していることを確認した。正圧のものについては、排気用送風機と逆流防止ダンパ間のダクトにおいて、給排気運転開始時に逆流防止ダンパの開度が増加するまでの間に高い圧力差が生じた影響により、変形・亀裂が生じたものと推定していることを確認した。

排気ダクトの接合部不良(11件)による隙間発生の原因については、シール材、ガスケット等の劣化、分岐部の施工不良等の影響により、隙間が発生したものと推定していることを確認した。

c. 排気ダクトに係る保守管理の状況

排気ダクトに係る当面の補修等については「排気ダクトにおける特別な保全計画」に点検方法、評価方法、管理基準、実施頻度、時期等を定め実施していることを確認した。設工認対象外の排気ダクトの補修については、ダクトテープにより開口部を閉塞する応急処置を実施し、開口部のある排気系の運転を停止すること及び開口部がない排気ダクトについては、系統設計仕様に基づきダクトテープ等

により隙間を閉塞する等の補修計画により実施することを「排気ダクトにおける特別な保全計画」及び聴取により確認した。また、設工認対象の排気ダクトについては、設計、調達・施工、保守管理に対する対策を立案し、速やかに設工認申請を実施し、更新・補強することを「施設の保守管理方針と今後改善すべき項目のロードマップ」、「ダクト開口事象及び保守管理に係る社内実施スケジュール」及び聴取により確認した。

排気ダクトの開口事象を受け、腐食の度合いが高い又は圧力変動の厳しい環境にある排気ダクトを特定し、定点点検による状態監視を月に1回の頻度で実施していくことを「排気ダクトにおける特別な保全計画」等により確認した。また、排気ダクトの安全性確認を強化するため、当該箇所については、週に1回の点検に加え、空気中の放射性物質濃度及び放射性物質の表面密度測定を実施すること、また、開口部の確認された排気ダクトの排気系統については、すべて運転を停止した状態であり、第1種管理区域においては、日常の巡視・点検、放射線管理のための放管員の通常の作業等以外は、基本的に実施させない特別な管理を行っていることを放射線安全委員会議事録により確認した。また、特別な管理下で必要な作業を実施する場合は、管理者の承認、核燃料取扱主任者の承認を事前に得て作業を実施させていることを「第1加工棟の作業等管理表」及び聴取により確認した。

排気ダクトに係る保守管理については、「排気ダクトにおける特別な保全計画」等に基づき実施されていることから、引き続き今後の保安検査等で確認する。

イ. 安全機能を有する設備、機器等を対象とした保守管理の見直しの進捗状況

a. 設備管理規程の見直しの状況

平成29年度第3回保安検査における排気ダクトに係る不適切な保守管理の保安規定違反(監視)において、閉じ込め機能を有する設備・機器の特定及び当該設備・機器の点検を実施していなかったことが判明したため、安全を最優先とした理念のもの、加工施設の全てを管理下に置きその機能を維持することとした。具体的には、安全機能を有する設備・機器等に範囲を広げて特定するとともに、安全機能を維持するために保守管理の見直しを実施していることを確認した。事業者は、抽出した安全機能を有する設備、機器等に対して、安全機能を維持するために必要な点検範囲と点検項目を明確にした上で、現状において点検が不十分な設備・機器等を本年3月末までに特定し、設備の保守管理を定めた設備管理規程を本年6月末までに改訂する予定であり、おおむね計画どおりに進捗していることを「施設の保守管理方針と今後改善すべき項目のロードマップ」、「ダクト開口事象及び保守管理に係る社内スケジュール」、平板型混合装置等の例により確認した。

b. 加工施設の高経年化評価への反映の状況

平成29年度第3回保安検査において、安全機能を有する機器・構築物等の経年化事象の影響を分析し、機能喪失を未然に防止できるかの評価及び策定した長期保全計画にその評価結果を反映することの指摘を踏まえ、その取り組み状況について確認した。

平成21年1月の「加工施設の高経年化対策に関する報告書」の10年後の再評価については、今回確認された排気ダクトの開口事象を踏まえ、事業者は「高経年化評価実施要領書」を改定し、本評価要領書により、補修記録、不適合事象を反映した評価を加えること、代表設備を選定した評価方法を見直し、すべての設備に対し経年評価を実施すること、及び交換実績、不適合情報を収集・分析し、劣化・故障データとして高経年化評価及び長期保全計画に反映することを「高経年化評価実施要領書(改定2)」及び聴取により確認した。

また、本年6月末まで実施中の設備保守管理の見直し後の設備保全計画については、これと整合を図り長期保全計画を作成することを「施設の保守管理方針と今後改善すべき項目のロードマップ」、「ダクト開口事象及び保守管理に係る社内実施スケジュール」及び聴取により確認した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反は認められなかった。

② 不適合管理の実施状況

本検査項目は、平成29年度に発生した不適合事象について、当該事象の安全性に及ぼす影響を考慮して、その重要度が保安不適合重要度等判定会議において審議され適切に判定されているかについて確認するとともに、是正処置及び予防処置が適切に実施されているかについて確認した。検査結果を以下に示す。

ア. 保安不適合重要度等判定会議について

平成28年9月に発生した「水素ガス貯槽点検口フランジからの微量漏えいについて」の不適合管理において、保安への影響度を適正に評価することができず、不適合処理に数か月を要した。そのため事業者は、不適合発生の初期の段階で不適合レベルの判定を適正に行うため、従来からの判定基準に保安への影響度、社会的影響等の視点を追加して審査する「FJ会議」を、平成29年4月に設置し、毎週1回定期開催し、適切に審議していることを「保安不適合管理及び是正処理・予防処置規程」、「保安不適合重要度等判定会議実施手順」、「FJ会議議事録」等により確認した。

所管部署が判断し登録した不適合レベルをFJ会議において、不適合レベルの判定基準に保安への影響度や規制の動向や社会的影響等の視点を加え判定し

た結果、不適合レベルが変更となったものは、67件の審議中、37件であったことを「FJ会議議事録」等により確認した。

水素ガス貯槽点検口フランジからの微量漏えいについては、平成29年7月にFJ会議において、再度審議を行った結果、漏えいしたガスが水素ガスであり重要度を考慮すると、水素ガスの漏れを長期間にわたって継続させてしまったこと及び設備の損傷、機能低下により重大な事象に発展するおそれがあったことから、不適合のレベルを判定A3(軽不適合)からA2(中不適合)に変更したことを「FJ会議議事録」により確認した。是正処置、予防処置については既に適切に処置されており、現状の水素ガス貯槽に関する保守管理で問題がないと事業者は判断していることを「FJ会議議事録」、「保安改善報告(NCAR)クリティック議事録」及び聴取により確認した。

また、排気ダクトの開口事象については、本年2月14日の原子力規制委員会における保安規定違反(監視)の決定を受け、不適合レベルをA2(中不適合)からA1(重不適合)に変更し、根本原因分析を実施することを聴取により確認した。

以上のとおり、保安不適合重要度等判定会議が適切に実施されていることを確認した。

イ. 平成29年度における不適合事象の是正処置及び予防処置の状況

平成29年度第2回保安検査で指摘した第2加工棟(本体)、設備・機器の耐震計算の入力誤りが散見された事案に関連して、保安規定に定める是正処置及び予防処置では旧原子力安全・保安院から発電用原子力施設等に対して指示された「耐震安全性評価報告書の再点検について(指示)」が、加工施設に対する指示ではないとして、事業者において水平展開されていなかった事項について、改善状況を確認した。確認の結果、事業者は、水平展開のための情報収集の範囲を従来より幅広くして、加工施設以外の原子力施設に対する通達による指示等を保安管理課で一元的に収集し、水平展開の要否について一次的な判断を行い、その後、放射線安全委員会で判断する予防処置の実施手順を策定し、実施していることを「社外情報による予防処置の実施手順」、放射線安全委員会議事録等により確認した。

また、雨水浸入事案については、平成29年度に6件発生しており、過去においても同様に繰り返されていることから、原因分析、是正処置、予防処置の状況について確認した。

是正処置として、外壁の目地及び屋外配管の壁貫通部等の侵入箇所を特定し、シーリング材により補強後、散水試験により水の浸入がないことを確認し、その都度、個々の是正処置が適切に実施されていることを確認するとともに、予防処置としては、過去に発生した雨水の浸入経路を分析し、防水性能を維持するための外壁、屋根等の改修周期を定めた長期保全計画を改訂したこと、また、長期保全計画に

に基づき、短期保全計画を定め、補修箇所について優先順位を定め、外壁のシーリング部等の補修を実施するなどの具体的な方策に取り組んでいることを「加工施設建屋の長期保全計画」、「第2加工棟建屋の短期保全計画」及び聴取により確認した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反は認められなかった。

③ 放射性固体廃棄物管理の実施状況

本検査項目は、放射性固体廃棄物が継続して発生していることから、放射性固体廃棄物の保管廃棄等が保安規定第73条及び第73条の2に規定するとおり適切に実施されているかについて確認した。

特に、保管期間が長期にわたるドラム缶について、劣化事象を踏まえて適切に管理が実施されているかについて確認した。

検査の結果、放射性固体廃棄物は、保安規定第73条及び「放射性廃棄物管理規程」に基づき、可燃性廃棄物、不燃性廃棄物及び難燃性廃棄物に分類されていることを「放射性固体廃棄物処理手順」、「放射性固体廃棄物記録表」等にて確認した。

また、放射性固体廃棄物の仕掛品の措置として、保安規定第73条及び「放射線固体廃棄物処理手順」に基づき、汚染の広がりの防止及び防火のため、可燃物及び難燃物については圧縮、また、不燃物については、必要に応じて溶断、切断、解体等を実施し、ポリ袋に入れて200Lドラム缶に収納し、第1廃棄物処理室、第1廃棄物減容室等の保管場で保管していることを、現地にて確認した。また、使用済みフィルタについては、「放射線固体廃棄物処理手順」に基づき、汚染防止のため、段ボールに入れポリ袋で包装し、防火のため第1廃棄物処理室のフィルタ収納金属容器へ保管していることを現地にて確認した。

また、工事等で仕掛品が多数発生する場合及び大型機械等であって金属製容器に収納することが困難な場合については、保安規定第73条に基づき、工事計画を策定し、汚染の広がりを防止する措置及び防火の措置を講じることとしていることを「放射性固体廃棄物処理手順」により確認した。

さらに、放射性固体廃棄物を廃棄物貯蔵場に運搬、保管廃棄するにあたり、移動作業計画を作成し、運搬先の廃棄物貯蔵場において、核燃料物質加工事業変更許可申請書に定められた保管廃棄能力(200リットル缶換算の本数約24,800本)を超えないこと及び200リットル缶あたりのウランの平均混入量を超えないことを確認した後に実施していることを「放射性固体廃棄物移動・運搬・積載作業手順」、「放射性固体廃棄物管理表」により確認した。

また、保安規定第73条の2に基づき、放射性固体廃棄物を保管廃棄しているドラム缶においては、放射線マーク、「放射性固体廃棄物」表示、缶番号及び分類がドラム缶に表記され、保安規定別表18に示された放射性物質の数量、比重等が管理されていることを、「放射性固体廃棄物処理手順」、「放射性固体廃棄物記録表」及び現地にて確認した。フィルタについては、段ボール箱に放射線マーク及びフィルタ管理番号が表記され、防火処置として金属容器に収納され、同様に管理されていることを現地にて確認した。

さらに、保安規定第73条の2に基づき、廃棄物を入れたドラム缶等の荷崩れ等により他設備に影響を与えない措置として、専用パレットの使用・ボルト固定等を実施していることを「放射性固体廃棄物移動・運搬・積載手順」及び現地にて確認した。

放射性固体廃棄物貯蔵場における保管状況については、保安規定73条及び「放射性廃棄物管理規程」に基づき、巡視・点検において廃棄物収納容器の荷崩れ、腐食・損傷の有無、建屋・貯蔵場の外観の異常の有無、標識・看板の損傷状況、液体の漏えいの有無等について確認し、放射性固体廃棄物貯蔵場に設置した貯蔵量表示を毎日更新し、保管廃棄能力の制限内であることを確認していることを、「放射性固体廃棄物処理手順」、「放射性固体廃棄物移動・運搬・積載手順」、「放射性固体廃棄物貯蔵場等の巡視・点検記録」及び現地にて確認した。加えて、平成30年2月20日現在の放射性固体廃棄物について、核燃料物質加工事業変更許可申請書に定められた保管廃棄能力(200リットル缶換算の本数約24,800本)に対して19,239本であること及び200リットル缶あたりのウランの平均混入量を超えていないことを「放射性固体廃棄物管理表」により確認した。

また、「放射性固体廃棄物移動・運搬・積載手順」に基づき、放射性固体廃棄物貯蔵場において、当該手順に定められた注意事項が目につきやすい場所に掲示されていることを現地にて確認した。

長期間保管廃棄されているドラム缶の管理については、充填時のプレス工程においてドラム缶の底面に円板を設置し変形を防止する改善方法が採られる前に内容物が収納された平成4年12月以前のドラム缶について計画的に更新し、更新終了までは「放射性固体廃棄物移動・運搬・積載手順」に基づき、底面の健全性確認を2年ごとに全数実施することとしており、計画どおり平成28年に更新前の全数の確認が実施されていることを聞き取りにより確認した。また、毎年その年に保管期間が20年を超えるドラム缶の中から10本を抜き取り、ドラム缶の内部の腐食状態等を確認する手順に基づき、平成28年及び平成29年において「放射性固体廃棄物移動・運搬・積載作業手順」どおり抜き取り確認が実施され、異常のないことを「200L 缶内容物確認作業指示書」により確認した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反は認められなかった。

④ その他必要な事項

本検査項目は、日常の保安活動における放射線測定器類の管理状況について、保安規定第53条で要求されている放射線測定器類の管理が適切に実施されているかについて抜き打ちで確認した。

検査の結果、保安規定第53条第1項及び「放射線管理規程」に基づき、保安規定別表11に示された放射線測定器類の点検・校正手順について、点検頻度、点検校正内容、判定基準等を定めていることを「放射線計測器等の保守管理手順」により確認した。また、保安規定別表11に示された放射線測定器類に対して、「放射線計測器等の保守管理手順」に基づき、点検・校正が年1回以上実施されていることを、平成29年度に実施された放射線測定器の点検・校正結果報告により確認した。

さらに、保安品質保証計画書に基づき、放射線測定器類の有効期限が管理され、状態の識別が適切に実施されていることを、第1-1階粉末取扱室室内エアモニタ、第2安全管理室アルファサーベイメータ等を抽出し、「計測機器管理表」及び現地にて確認した。

また、保安規定第53条第1項に基づき、放射線測定器類が故障等により使用不能になった場合における修理又は代替品の補充等の対応が定められた「放射線管理規程」により、適切に実施されていることを、「放射線計測器等の保守管理手順」及び室内エアモニタ計測停止に対する代替モニタ設置処置の事例を対象にした記録等により確認した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反は認められなかった。

(3) 違反事項

なし。

4. 特記事項

なし。

保安検査日程

月 日	2月12日(月)	2月13日(火)	2月14日(水)	2月15日(木)	2月16日(金)
午 前			/	<ul style="list-style-type: none"> ●初回会議 ○保守管理の実施状況 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ○保守管理の実施状況
午 後			/	<ul style="list-style-type: none"> ○保守管理の実施状況 ●運転管理状況の聴取、記録確認 ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ○保守管理の実施状況 ●運転管理状況の聴取、記録確認 ●加工施設の巡視 ●チーム会議 ●まとめ会議

注記) ○:基本検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等 ◇:抜き打ち検査項目

保安検査日程

月 日	2月19日(月)	2月20日(火)	2月21日(水)	2月22日(木)	2月23日(金)
午 前	<ul style="list-style-type: none"> ● 検査前会議 ○ 不適合管理の実施状況 	<ul style="list-style-type: none"> ● 検査前会議 ○ 保守管理の実施状況 	<ul style="list-style-type: none"> ● 検査前会議 ○ 放射性固体廃棄物管理の実施状況 	<ul style="list-style-type: none"> ● 検査前会議 ○ 保守管理の実施状況 ○ 不適合管理の実施状況 	<ul style="list-style-type: none"> ● 検査前会議 ◇ その他必要な事項 (放射線測定器類の管理状況)
午 後	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不適合管理の実施状況 ● 運転管理状況の聴取、記録確認 ● チーム会議 ● まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保守管理の実施状況 ● 運転管理状況の聴取、記録確認 ● 加工施設の巡視 ● チーム会議 ● まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保守管理の実施状況 ○ 放射性固体廃棄物管理の実施状況 ● 運転管理状況の聴取、記録確認 ● チーム会議 ● まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不適合管理の実施状況 ○ 放射性固体廃棄物管理の実施状況 ● 運転管理状況の聴取、記録確認 ● 加工施設の巡視 ● チーム会議 ● まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ その他必要な事項 (放射線測定器類の管理状況) ○ 放射性固体廃棄物管理の実施状況 ● 運転管理状況の聴取、記録確認 ● チーム会議 ● まとめ会議 ● 最終会議

注記) ○:基本検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等 ◇:抜き打ち検査項目